

## かがわDX Lab実証研究項目募集にかかる質問への回答について

質問	回答
<p>実証事業において、納品物や成果物はどのようなものを想定されておりますでしょうか。また、実証したサービスの帰属や取り扱い、納品の義務の指定はございますでしょうか。</p>	<p>実証事業については、実績報告書を提出していただくこととなります。なお、実績報告書の様式は改めて補助金交付要綱によりお示しします。また、実証したサービスは事業者には帰属し、サービスの納品が義務付けられるものではありません。</p>
<p>補助対象経費として、人件費は対象外ということですが、他に対象外となる費用はありますか。また、申請主体から関係事業者への委託や外注といった費用は補助対象経費になりますでしょうか。</p>	<p>実証に係る委託や外注費用は補助対象経費に含めることで検討しておりますが、詳細な補助対象経費については、別途補助金交付要綱をお示しする予定ですので、そちらでご確認ください。</p>
<p>提案書の事業化イメージにおける事業主幹について、指定先(コンソーシアム/サービス提案者/地域事業者等)や条件はありますか。</p>	<p>ありません。</p>
<p>提案書の事業化イメージにおける納品後の事業化プロセス/事業化スケジュールについて、指定や条件はありますか。</p>	<p>ありません。</p>
<p>研究項目決定・WG設置から成果発表までプロセスは、年度内で完了するスケジュールのイメージで合っておりますでしょうか。具体的に想定されているスケジュールがあれば教えていただけますでしょうか。</p>	<p>原則、年度内に完了するスケジュールを想定しています。特に、県が実証費の一部を支援(補助)する形で実証研究を行った場合は、令和5年度中に事業を完了していただく必要があり、事業にかかる実績報告書を令和6年3月31日までに提出いただく必要があります。ただし、WGが設置され、その中の議論によって課題・政策の精査に想定を上回る時間を要し、年度内に実証研究に至らない場合は、WGの検討状況等を踏まえ、次年度への継続の有無を含め、個別相談とします。</p>